

## 【提案2】 対策の重要性を考慮した段階的な種指定

- 背景** 兵庫県下では、多数の性質の異なる外来生物の生息・生育が確認されている。これらには、生態系や農林水産業、人身・健康へ悪影響を及ぼす種や、こうした影響のない種、人間活動に必要あるいは有益な種も含まれる。
- また、対策を実施するにあたって、限られた予算や労力を、全ての外来生物を対象として投入したのでは、効果は期待できない。
- 目的** 以上のことをふまえ、優先順位を定め、生態系や農林水産業、人身・健康への影響が大きい種に集中的かつ効果的に対策を実施することを目的に、「対策の重要性を考慮した段階的な種指定」を提案する。

### ●方針

兵庫県で確認された外来生物（今後移入する可能性のある種を含め）について、県の対策方針を明確にし、以下の段階的種指定を行い、対策を効果的に実施できるようにする。

特に、特定外来生物被害防止法により指定された特定外来生物は、県としても捕獲事業の対象種又は捕獲を奨励する種に指定し、計画的な対策を講じるべきである。また、国で指定されていないものでも地域的に課題のある種については、適切に対応していく必要がある。

### ●種指定の基準

有害性（人身・健康、農林水産業、生態系）、増殖率、分布拡大傾向等から判断し、その対応の方針を反映させた段階的な種指定を行うべきである。

種指定や地域の選定は、【提案1】の情報収集や調査・研究の成果をふまえ、【提案7】の「意思決定と同意形成のシステム構築」に示した仕組みの中で意思決定を行うことを提案する。

#### 〈指定基準の例 – 動物の場合 –〉

##### 1. 捕獲事業対象種

県が捕獲事業を行う種。市町や県民が捕獲を行う際にも、最大級の便宜を図る。

特に動物の場合は、根絶か被害軽減のための低密度管理を行うかで、対策の内容が異なるため、捕獲事業の目標を明確に決めることが重要である。

##### 2. 捕獲奨励種

捕獲を奨励する種。市町や県民が捕獲を行う際には、種に応じた便宜を図る。

##### 3. 利用制限種

移入、飼育、放出、利用することは極力避ける種。

具体的な対策については【提案4】【提案5】でも示すが、種により必要な対策や効果的な手法は異なるため、指定種について、それぞれの対応方針や計画を個別に策定する必要がある。

#### ●国際的あるいは全国的な外来生物データベースへの情報登録とその成果の活用

世界的には生物多様性条約に指定されている外来生物の導入防止や制御などを検討するプロジェクト (GISP) が立ち上げられている。さらに、日本でも外来生物の分布状況、生態情報などをデータベース化する事業が進められている。

(例えば、GISP <http://www.gisp.org/>

国立環境研究所の侵入生物データベース

<http://www.nies.go.jp/biodiversity/invasive/index.html>)

これらの事業はまだ始まったばかりであり、データベースの充実を図る段階である。兵庫県としては、これらの事業に情報提供をすることで、データベースの拡充に協力するとともに、収集された情報を有効に活用すべきである。

各地からの協力で世界的、全国的なデータベースが拡充されれば、兵庫県においても、各地の外来生物の状況や対策事例を参照し、新たな未知の外来生物の警戒や対策に活用していくことが期待できる。